



平成28年7月29日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966)
問 合 せ 先 責 任 者 総務部長 副島 淳一
(TEL 093-632-2631)

過年度の内部統制報告書の訂正に関するお知らせ

当社は、本日付「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、本日、過年度に提出いたしました有価証券報告書、四半期報告書の訂正並びに過年度に開示いたしました決算短信及び四半期決算短信の訂正を行うことを開示いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、過年度に提出いたしました内部統制報告書の訂正を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訂正を行う内部統制報告書

- ・第64期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
- ・第65期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
- ・第66期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
- ・第67期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
- ・第68期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線_____を付して表示しております。

(1) 第64期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、平成27年11月から平成28年2月までの間、福岡国税局により平成24年3月期から平成27年3月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成28年3月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- (1) 業務改革部の新設
- (2) 当社の役職員の意識改革
- (3) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築
- (4) 本社による管理・統制機能の改善・強化
- (5) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

(2) 第 65 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月までの間、福岡国税局により平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成 28 年 3 月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- (1) 業務改革部の新設
- (2) 当社の役職員の意識改革
- (3) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築

(4) 本社による管理・統制機能の改善・強化

(5) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

(3) 第 66 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月までの間、福岡国税局により平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成 28 年 3 月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備

を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- (1) 業務改革部の新設
- (2) 当社の役職員の意識改革
- (3) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築
- (4) 本社による管理・統制機能の改善・強化
- (5) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

(4) 第 67 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月までの間、福岡国税局により平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成 28 年 3 月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- (1) 業務改革部の新設
- (2) 当社の役職員の意識改革
- (3) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築
- (4) 本社による管理・統制機能の改善・強化
- (5) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

(5) 第 68 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月までの間、福岡国税局により平成 24 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成 28 年 3 月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関

する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- (1) 業務改革部の新設
- (2) 当社の役職員の意識改革
- (3) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築
- (4) 本社による管理・統制機能の改善・強化
- (5) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

以 上